

令和7年大網白里市議会第4回定例会議会運営委員会会議録

日時 令和7年12月11日（木曜日）午前10時17分開会

場所 本庁舎 3階 第一議会議室

出席委員（6名）

北 田 宏 彦	委 員 長	上 代 和 利	副 委 員 長
土 屋 忠 和	委 員	森 建 二	委 員
小金井 勉	委 員	岡 田 憲 二	委 員

小 倉 利 昭	議 長	石 渡 登志男	副 議 長
---------	-----	---------	-------

事務局職員出席者

議会事務局長	鵜 澤 康 治	副 主 幹	松 本 剣 児
主 任 書 記	小笠原 勇		

議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 議長あいさつ

第4 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

・陳情第13号 政務活動費を使い作成した成果物を、市民に公開してもらうための陳情

第5 その他

第6 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（上代和利副委員長） ただいまから、議会運営委員会を開催いたします。

最初に委員長、あいさつをお願いいたします。

（午前10時17分）

◎委員長あいさつ

○委員長（北田宏彦委員長） 皆さんご苦労さまです。

今回、当委員会で協議する内容は、陳情が1件であります。重要な案件でございますので慎重な審査をお願いしたいと思います。なお、本日もAI反訳システムを使用しますので、皆さん必ずマイクを使用してください。よろしくお願いします。

○副委員長（上代和利副委員長） ありがとうございました。

次に議長からあいさつをお願いいたします。

◎議長あいさつ

○小倉利昭議長 お疲れ様です。慎重審議よろしく願います。

○副委員長（上代和利副委員長） ありがとうございました。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（北田宏彦委員長） それでは事務局のほうに確認いたします。

傍聴希望者はありますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） ないようですので次に進みます。

本日の出席委員は6名です。

委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第13号 政務活動費を使い作成した成果物を、市民に公開してもらうための
陳情

○委員長（北田宏彦委員長） これより当委員会に付託となった、陳情第13号 政務活動費を

使い作成した成果物を、市民に公開してもらうための陳情の審査を行います。陳情の内容についてでは、すでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

岡田委員。

○岡田憲二委員 陳情の政務活動費を使い作成した成果物を市民に公開してもらうため、これ、現在でもホームページで公開してあるんじゃないの。

ホームページ、議会の。

○委員長（北田宏彦委員長） 局長。

○鵜澤康治議会事務局長 今ホームページ公開している部分ですけれども、現在は、収支に関する執行状況の一覧表、それと実績報告書、それに関わる領収書ですか、を添付した形で公開しております。

○委員長（北田宏彦委員長） 岡田委員。

○岡田憲二委員 そうしたらこれ、賛成したって、別に大したことないじゃない、ねえ。

出さなくてもいいような案件だよね。これ言っちゃ悪いけど、本当ね。

そういうことです。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方。

土屋委員。

○土屋忠和委員 現行、収支の報告書先ほどもお話ありましたけども、収支の報告書が出てれば、それ以上もないしそれ以下もないで、収支報告書をしっかり出していただければ、それを閲覧すればいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 他の委員の方。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） ちなみにちょっと事務局の方に確認したいんですが、この陳情の趣旨というのは、領収書を収支報告書だけでなく、成果物を添付して欲しいという、そういうこと。

それからもう1つは、それを公開して欲しいというそういうことだと思うんですよ。

で、この成果物を添付する上では特に支障はないのかな、提出する上では支障ないのかなと思うんですが、そのチラシであるとか、そういうものを公開するとなると、市のホームページ

ージを介しての公開となるわけなんですけども、この辺の個人の政治活動に関わるものであるとか、あるいは中には政党名が関わってるような、そういうチラシを使ってる方も、いらっしゃるようなんですけども、そのへんについての見解はどんなものなんですかね。

特に支障なく、ホームページでの公開、事務局での備え付けとしての公開、いずれも全く問題なく可能なんでしょうかね。

局長。

○鵜澤康治議会事務局長 市のホームページにつきましては、あくまで市の行政情報を発信するために行っているものでありますので、議員個々の活動状況等のチラシを発信するという点では、ちょっと難しいところがあるかと思います。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 局長。

ちなみに、近隣他市での状況ってのはどんな状況になってますかね。

鵜澤局長。

○鵜澤康治議会事務局長 すべて確認はしてないんですが、ホームページ上で確認したところを、成果物、チラシ等を公開してはいるところはありませんでした。

大体のところが本市と同じように、領収書とか実績報告の報告でやっているという状況でございます。

○委員長（北田宏彦委員長） はい、ありがとうございます。

他の委員の方々、ご意見ございます。

小金井委員。

（委員外議員 黒須俊隆議員 入室）

○小金井勉委員 この陳情者が求めてることは、この成果物をホームページや議会事務局で、閲覧できるようにということなんでしょうねけれども、これ今、他市町もそういうことをやつてはいるという、ことでしたけれども、どうなんですかね、そこまで。

ホームページはもう今事務局が言ったように、それは市全体の内容なので、議会個人個人の成果物を載せるということは、できかねるっていう意見でしたよね。意見とか答弁でしたよね。

なんかちょっとこれ、ちょっと考え深いところありますよね。

もうちょっと、皆様の意見を一人ひとり聞いてもらった方が、どうなんでしょうかね。

○委員長（北田宏彦委員長） 森委員。

○森 建二委員 私もチラシは定期的に作らせて、チラシというか政策ビラという形がいいのかな。私の場合、市政報告レポートという形で作させていただいてまして、これは毎年、政務活動費4万9,800円の中では全然足りないので、500円か、その中では全然足りないので、それでも一応現物は当然、議会事務局には提出はして、一応チェックは受けているというつもりです。

ですので、逆におそらくこういうことやってる人はいないと思いますけれども、例えば、領収書偽造してというようなことがあればそれは問題ですけれども、それを防ぐためには議会事務局の方に成果物を提出して現物でチェックをしていただいているという認識ですので、私は現状の流れで問題がないと思いますし、逆にホームページで公開していただけるとすれば僕なんかすごくね、毎回作っていただいてありがたいですけれども、でもそれやっちゃうと、さっき局長おっしゃったように、宣伝に繋がりかねないというか、市のホームページでそれを宣伝していただくというのがどうなのかなっていうのは私もそれはそのとおりだと思いますので、現状の流れでよろしいのかなって思います。

○委員長（北田宏彦委員長） 上代副委員長。

○副委員長（上代和利副委員長） 私も、先ほど岡田委員も言ってらっしゃいましたけれども、そのような意見でございます。

それでまた、今、議会事務局のほうからも説明があったように、皆さんの領収書等は多分政務活動費だけでは、多分、皆さんも足りない部分だと思うんですよね。そういう部分でも、活動費範囲内は、領収書並びにその部分はですね、提出しているのかなというふうに思いますので、このままでいいんじゃないのかなというふうに感じます。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） 土屋委員。

○土屋忠和委員 そうですね、先ほどの話ですが、自分の政治の活動を報告したい場合には、各自皆さん努力して作っていると思うんですけど、それは自分のところで保管しておけばいいわけであって、先ほど収支報告書の備考欄とかにある程度、例えば自分でポスターだったらこれとこれを作ったってことで、自己管理をしているっていう形のほうが私はベストだと思うんですよ。

これチラシが良いとか結構な数やった場合に、もう少し皆さんに周知したいなと思えば、

各自、皆さん自分でホームページを持ってるわけで、そこにみんな貼りつけてますから、そこからちょっと見ていただくなっていうところで便宜を図っていただければいいのかなと思うんですけど。

私はそういう意見でありまして、収支報告書にある程度のものを備考欄でつけとけばいいんじゃないかなという意見です。

以上です。

○委員長（北田宏彦委員長） それではお1人ずつ意見をお聞きいたしました。

次に討論でございます。

（「委員長、委員外議員の発言の許可をお願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） 暫時休憩します。

（午前10時29分）

○委員長（北田宏彦委員長） それでは再開いたします。

（午前10時29分）

○委員長（北田宏彦委員長） ただいま黒須議員の方から、会議規則第110条第2項の規定により、委員外議員として、陳情第13号について発言したいとの申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） 異議ないものと認め、許可することに決定いたしましたので、黒須議員のほうからの発言を許します。

どうぞ。

○黒須俊隆議員 ただいま貴重なお時間をいただきまして、委員長はじめ委員の皆様に感謝申し上げます。

皆様、多少そのままで誤解している面がありまして、公開っていうのはまずホームページに公開するっていうのは、これはホームページに公開するっていう限定したもので、一般に千葉県の中で全国でもそうですが、こういったものをまず公開するっていう場合は、例えばこの案件についていえば、議長に提出するわけですよね、その収支報告書とか成果物を。

そうすると、議長が保管して、実際は議会事務局ですけれども、表上というかは建前上は議長が保管して、希望者に対して閲覧をさせるというのが公開です。

で、中にはホームページで公開するというやり方もあるかもしれないけれども、一般的に考えられるのは、議長が保管して、市民の方が、要望があったら、また当然、議会議員の方も含めて、要望があれば閲覧をさせるというのが公開の一番最初の初歩。一般的なものです。

これなぜ公開が必要なのかというと、この政務活動費で出す、特に議会だよりの類ですね。この成果物は、きちんと決められてるその大きな自治体議会では、例えば顔写真は載せないとか、顔写真載せるなら何パーセント以内だとか、政治活動と、議会活動ってのがすごく分けるのが難しい中で、それなりにきちんと決めてやるという、そうなればいいのかもしれないけれども、それもでも守ってるか守ってないっていうかってのもまた後から出てくると思うので、結果として、そういうのを明らかにその顔写真全体で明けましておめでとうございますみたいなね、そんなんだったら議会事務局が判断できるから、これじゃあ、議会だよりにはならないよってことで議会事務局がはねることができるけれども、微妙なものっていうのはなかなか議会事務局では判断できないから、それは議長が、市民に公開をするということで、市民の皆さんの疑念を抱かれないように担保するという、そういう意味合いがあります。

だから、何もホームページに公開しろということではなく、ほかの自治体がよくやってる、議長が議長に成果物を添付していただきて、それで希望者に閲覧させるという、そういう形もあり得るのではないかという意見を申し上げて終わりります。

貴重な時間をありがとうございました。

○委員長（北田宏彦委員長） それでは、委員外議員としての発言を終わります。

次に、討論ですが、希望者ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（北田宏彦委員長） ないようですので、意見が出尽くしたようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） お諮りいたします。

陳情第13号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（北田宏彦委員長） 賛成少数。

よって、陳情第13号は不採択と決しました。

以上で、当委員会に付託された陳情の審査を終了いたします。

◎閉会の宣告

○副委員長（上代和利副委員長） 以上をもちまして、議会運営委員会を閉会といたします。

皆様、お疲れ様でございました。

（午前10時36分）